**建　築　許　可　申　請　書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年　　月　　日  　貝塚市長　　　様  　　　申請者　住所  　　　　　　　　氏名  　　　　　　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  　　　　　　　　電話番号  　都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | | | ※　手数料欄  令和　年　月　日  　手数料  円  収納済  担　当 |
| １開発登録簿の番号 | |  | | | |
| ２建築物の敷地の所在及び地番 | |  | | | |
| ３予定建築物等の用途 | |  | | | |
| ４工　事　種　別 | |  | | | |
| ５敷　地　面　積 | | ６建　築　面　積 | | ７延　べ　面　積 | |
| m2 | | m2 | | m2 | |
| ８　開発許可に付された条件の内容 | | | ９　許可を受けようとする内容 | | |
|  | | |  | | |
| 10　許可を要する理由 |  | | | | |
|  | | | | | |
| ※　受付欄 | ※　許可欄 | | | | |
|  | 貝塚市指令貝まち　第　　　　　　　号  　令和　　　年　　　月　　　日  　　　　　この申請を許可します。  　　　　　　　　貝 塚 市 長　　　　　　　　　　　㊞  （教示）  １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、都市計画法第50条第１項の規定により大阪府開発審査会に審査請求をすることができます。  ２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、貝塚市を被告として（訴訟において貝塚市を代表する者は貝塚市長）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。  ３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | | | | |
| ※　備考欄 |
|  |

注)　※印のある欄は、記入しないこと。